

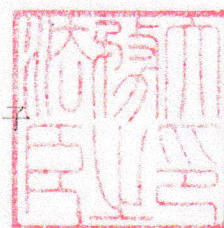


法務省刑総第373号  
令和3年4月16日

## 行政文書不開示決定通知書

上 脇 博 之 様

法務大臣 上 川 陽 子



令和3年3月17日受付第12号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

### 記

- 不開示決定した行政文書の名称（行政文書開示請求書に記載された名称等）
  - 「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」について法務省内部において作成者が他の担当者らに供覧内容、報告内容（又は決裁を求めた場合はその決裁内容）を記載した文書（法務省行政文書取扱規則様式第2号記載の決裁・供覧・報告文書）
  - 「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」に関して、法務省外部（人事院、内閣法制局）に施行した事実を記載した文書（法務省行政文書取扱規則第24条に記載する文書）及び法務省行政文書取扱規則第25条各号に記載の文書
  - 「勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について」について法務省行政文書取扱規則第10条第2項による手続を記載した文書
  - 「勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について」を受領した後に法務省内部の担当課に供覧・報告した文書
  - 「応接録（勤務延長制度（国家公務員法第81条の3）の検察官への適用について）」について法務省行政文書取扱規則第10条第2項による手続を記載した文書
  - 「応接録（勤務延長制度（国家公務員法第81条の3）の検察官への適用について）」を受領した後に、法務省内部の担当課に供覧・報告した文書
- 不開示とした理由  
開示請求に係る行政文書は作成又は取得しておらず、保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年